

四日市市健康増進事業に係る経費の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 3 3 号

四日市市健康増進事業に係る経費の徴収に関する規則の一部を改正する規則

四日市市健康増進事業に係る経費の徴収に関する規則（平成 2 2 年四日市市規則第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後			
別表（第 3 条関係）			
受診対象者又はその扶養義務者から徴収する額			
がん検診（集団）			
種類	受診対象者		徴収する額 徴収する額 （国民健康保険 被保険者）
胃がん検診	4 0 ～ 7 4 歳		<u>4, 4 0 0 円</u>
	7 5 歳以上		<u>9 0 0 円</u>
大腸がん検診	4 0 ～ 7 4 歳		<u>1, 3 0 0 円</u> （略）
	7 5 歳以上		（略）
（略）			
HPV 検査 （女性のみ）	2 0 ～ 5 0 歳の 3 年毎の 年齢		<u>2, 5 0 0 円</u> <u>2, 5 0 0 円</u>
肺がん・結核 検診 （エックス 線）	4 0 ～ 7 4 歳		<u>1, 7 0 0 円</u> <u>3 0 0 円</u>
	7 5 歳以上		<u>3 0 0 円</u>
乳がん検診 （女性のみ）	2 0 ～ 3 9 歳	エコー	（略）
	4 0 ～ 7 4	マンモグ	<u>2, 6 0 0 円</u> <u>5 0 0 円</u>

	歳	ラファイ			
		エコー	(略)		
	75歳以上	マンモグ ラファイ	<u>500円</u>		
		エコー	(略)		

注1から注3まで (略)

がん検診 (個別)

種類	受診対象者	徴収する額	徴収する額 (国民健康保険 被保険者)
(略)			
肺がん・結核 検診 (エックス 線)	(略)		

注1から注3まで (略)

歯周疾患検診

(略)

改正前

別表 (第3条関係)

受診対象者又はその扶養義務者から徴収する額

がん検診 (集団)

種類	受診対象者	徴収する額	徴収する額 (国民健康保険 被保険者)
胃がん検診	<u>20～39歳</u>	<u>4,900円</u>	<u>1,000円</u>
	40～74歳	<u>2,300円</u>	<u>300円</u>
	75歳以上	<u>300円</u>	
大腸がん検 診	40～74歳	<u>1,100円</u>	(略)
	75歳以上	(略)	

(略)			
H P V 検査 (女性のみ)	20～50歳の3年毎の 年齢		<u>2,000円</u> <u>2,000円</u>
肺がん・結核 検診 (エックス 線)	<u>20～39歳</u>		<u>2,200円</u> <u>200円</u>
	40～74歳		<u>1,000円</u> <u>100円</u>
	75歳以上		<u>100円</u> /
肺がん・結核 検診 (エックス 線・喀痰検 査)	<u>20～39歳</u>		<u>3,600円</u> <u>1,200円</u>
	40～74歳		<u>1,700円</u> <u>200円</u>
	75歳以上		<u>200円</u> /
乳がん検診 (女性のみ)	20～39 歳	エコー	(略)
	40～74 歳	マンモグラ フィ	<u>2,400円</u> <u>300円</u>
		エコー	(略)
	75歳以上	マンモグラ フィ	<u>300円</u> /
エコー		(略)	

注1から注3まで (略)

がん検診(個別)

種類	受診対象者	徴収する額	徴収する額 (国民健康保険 被保険者)
(略)			
肺がん・結核 検診 (エックス 線)	(略)		
肺がん・結核	<u>40～74歳</u>	<u>2,900円</u>	<u>500円</u>

<u>検診</u> <u>(エックス</u> <u>線・喀痰検</u> <u>査)</u>	<u>75歳以上</u>	<u>500円</u>	
--	--------------	-------------	--

注1 から注3まで (略)
歯周疾患検診
(略)

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(健康福祉部健康づくり課)